

ねん ねんこうしんしゃ たい はんていほうほう げんきょうちょうさひょう
5年・10年更新者に対する判定方法・現況調査票

※次期判定年月が5年以上後に設定されている18歳以上の方が対象。
18歳以降初めて更新される方や県外から転入された方は対象外。

わかやまけんしょうがいじしゃ しょちょう さま
和歌山県障害児者サポートセンター 所長 様

しんせいしゃしめい つづきがら
申請者氏名 (続柄：)

しんせいしゃじゅうしょ
申請者住所

しんせいしゃ ほんにんまた ほごしゃ しめいじゅうしょ きにゅう
※申請者は本人又は保護者の氏名住所を記入

か き もの りょういくてちょうこうしん かん い か はんていほうほうおよ げんきょう もう で
下記の者にかかる療育手帳更新に関し、以下のとおり判定方法及び現況を申し出ます。

き
記

ほんにんしめい 本人氏名						
せいねんがっぴ 生年月日	しょうわ 昭和	へいせい 平成	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日
じゅう 住 所						

はんていほうほう はんていほうほう つぎ ほうほう きぼう
【判定方法】判定方法は次の方法を希望します。

- ☐ 書類判定 — 面接は行わず、今とおなじ等級（程度）で、更新します。
☐ 面接 — 面接で最近の様子や社会生活に関する事等を確認し、改めて判定します。
※どちらを希望しても、面接や検査、電話での確認等をさせていただくことがあります。

しごと さぎょうじょ かいしゃ かよ
【仕事】作業所や会社などに通っている。

- ☐ いない
☐ いる→（勤務先： 就労形態：作業所・一般就労）

せいかつ しせつ にゅうしょ
【生活】施設やグループホームなどに入所している。

- ☐ いない
☐ いる→（入所先： ）

受付印	
県	市町村

<添付書類>
・療育手帳（交付・更新）申請書
・写真 ・本票
・現在の手帳のコピー（可能なら）